

## 1.2 調査対象

附属病院を除いた国立大学法人等の基幹設備のうち、平成23年度から5年間で設置後経過年数が法定耐用年数の2倍を超えるものを調査対象とする。

各基幹設備の法定耐用年数と更新年数及び現在経過年数を表1-1に示す。

表 1-1 各基幹設備の法定耐用年数と更新年数及び現在経過年数

【機械設備】	法定耐用年数 (年)	更新年数 (年)	現在経過年数 (年)
■ 受水槽設備	15	30	25 以上
■ 実験排水処理設備	15	30	25 以上
■ 冷凍機設備	15	30	25 以上
■ 暖房設備（蒸気ボイラ）	15	30	25 以上
■ 暖房設備（高温水ボイラ）	15	30	25 以上
■ 屋外給水設備	15	30	25 以上
■ 屋外排水設備	15	30	25 以上
■ 屋外ガス供給設備	15	30	25 以上
【電気設備】			
■ 受変電設備	15	30	25 以上
■ 自家発電設備	15	30	25 以上
■ 中央監視設備	5	10	5 以上
■ 電話交換設備	5	10	5 以上
■ 屋外情報線設備（LAN）	15	30	25 以上
■ 屋外電力線設備	15	30	25 以上
■ 屋外通信線設備（電話）	15	30	25 以上